

【経営セーフティ共済(倒産防止共済)】 解約後、2年間は再加入による掛金の損金算入がNGに

2024年度税制改正により、さまざまな改正が行われることとなります。

その中には、中小企業倒産防止共済制度(以下、「経営セーフティ共済」)を活用した節税策への見直しも含まれており、契約を解約した場合において、解約後2年間のうちに再加入した際には掛金の損金算入が不可となります。

経営セーフティ共済(倒産防止共済)とは？

経営セーフティ共済とは、中小企業基盤整備機構によって運営されており、企業の連鎖倒産を防ぐための制度です。万が一取引先が倒産した場合には、無担保・無保証で借入(掛金の10倍を限度)を受けることができます。

また契約者は支払った掛金を損金算入できるため、いわゆる節税策のひとつとして、経営セーフティ共済に加入する企業も多いです。

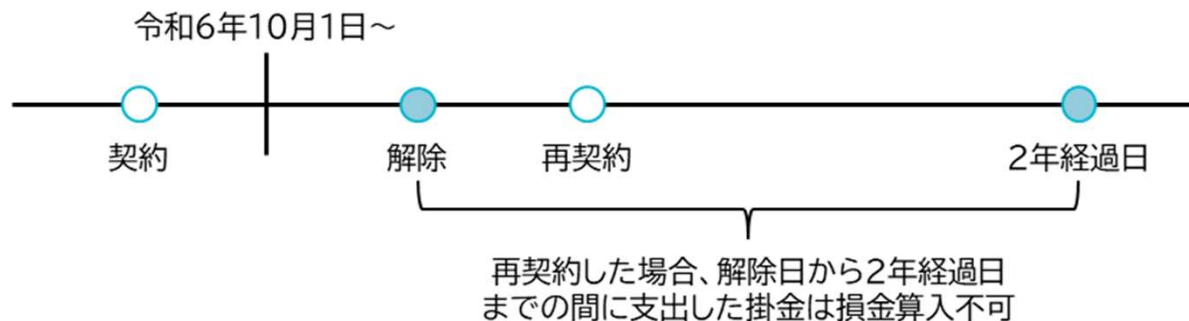
なお解約した場合には、掛金に基づいて手当金が支給されるため、益金算入が必要となります。

解約直後の再契約の見直し

経営セーフティ共済に関しては、解約して手当金を受け取ったものの、自社の利益を鑑みて短期間のうちに再契約を行う事例も多く、本来の制度の趣旨から外れた利用も少なくありません。

そのような状況を踏まえ、税制改正では、解約後に再契約する場合、解約日から2年を経過する日までの間に支払った掛金に関しては、損金算入が不可となりました。

●特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例の見直し(イメージ)



この改正については、2024年10月1日以降に契約を解約した場合に適用されます。

2024年度税制改正もより、経営セーフティ共済の再契約に関する損金算入の制限が盛り込まれました。節税策の一環として契約する企業も多いため、出口戦略をしっかりと見据え、計画的な活用を心掛けましょう。

記事作成：経営革新等支援機関推進協議会

本資料は2024年4月1日現在の税制に基づいて作成しています。また、内容につきましては、情報提供を目的として一般的な法律上・税務上の取り扱いを記載しております。このため、条件が変わること等により、本資料と異なる取り扱いになる場合がありますのでご留意下さい。